

試験会場番号		
--------	--	--

第 20 回

社会福祉法人経営実務検定試験

問題用紙

会計 1 級

(令和 5 年 12 月 3 日施行)

- ◇問題用紙及び解答用紙の指定の欄に試験会場番号・受験番号と氏名を記入してください。
- ◇受験票を机の通路側に見えるように置いてください。
- ◇机の上には筆記用具、電卓、腕時計、受験票以外は置かないでください。
- ◇会場内では携帯電話の電源をお切りください。
- ◇解答は楷書で明瞭にご記入ください。文字の判別ができない場合や誤字・脱字・略字は不正解とします。
- ◇解答欄には解答以外の記入はしないでください。解答以外の記入がある場合には不正解とします。
- ◇金額は 3 桁ごとにカンマ「,」を記入してください。3 桁ごとにカンマ「,」が付されていない場合には不正解とします。
- ◇使用する勘定科目は特に別段の指示のない限り、必ず裏表紙の注意事項に記載の勘定科目を使用してください。同じ意味でも裏表紙の注意事項に記載の科目を使用していない場合は不正解とします。
- ◇検定試験は各級とも 1 科目 100 点を満点とし、全科目得点 70 点以上を合格とします。ただし、各級・各科目とも、設問のうちひとつでも 0 点の大問がある場合には不合格とします。
- ◇試験時間は 11 : 00 から 12 : 40 までの 100 分です。
- ◇途中退室は 11 : 30 から 12 : 30 の間にできます。途中退室された場合は再入室することはできません。なお、体調のすぐれない方は試験監督係員にお申し出ください。
- ◇試験開始時間までに、裏表紙の注意事項もお読みください。
- ◇問題用紙・解答用紙・計算用紙はすべて回収し、返却はいたしません。
- ◇問題と標準解答を 12 月 4 日 (月) 午後 5 時に、(一財) 総合福祉研究会ホームページにて発表します。
- ◇合否結果は 1 月下旬ごろインターネット上のマイページで各自ご確認ください。なお、個別の採点内容や得点等についてはお答えいたしかねますのでご了承ください。
- ◇合格証書は 2 月中旬ごろご自宅に発送いたします。

受験番号		氏名	
------	--	----	--

共催 一般財団法人総合福祉研究会
公益社団法人全国経理教育協会
後援 厚生労働省

1

(20点)

ある社会福祉法人の次の各々の取引等について、仕訳を解答用紙に記入しなさい。なお、仕訳が不要な場合は「仕訳不要」と記入しなさい。また、取引に伴って、基本金の組入れ等の処理が必要な場合は、あわせて解答すること。

- (1) 基本財産である施設の増改築を行うため、理事長から現金10,000,000円の寄附を受けた。なお、増築にかかった費用は7,500,000円、改築にかかった費用は5,000,000円であった。
- (2) 新たな介護保険事業所の創設にあたり、県から時価3,500,000円の車両を2,000,000円で譲り受け、代金は普通預金から支払った。固定資産の計上にあたり、時価と譲渡価額との差額は「固定資産受贈額」で処理すること。
- (3) 共同募金会から介護保険事業所に係る経常経費に充てる目的で受配者指定寄附金以外の配分金500,000円を受け取った。
- (4) 保有する建物（帳簿価額8,000,000円、時価3,500,000円）と土地（帳簿価額5,000,000円、時価1,500,000円）について、期末の時価が著しく下落していたため、減損会計を適用する。なお、建物と土地は同一の対価を伴う事業に使用しており、使用価値は5,500,000円と見積もられている。減損会計の適用にあたり、使用価値を用いることができる場合には、使用価値で評価する。また、使用価値は時価の比率に基づいて各資産に配分する。
- (5) 外貨建投資信託を長期保有目的で10,000ドル購入し、代金は普通預金から支払った。取得時の為替相場は1ドル＝140円であった。決算日における投資信託の時価は10,500ドルであり、為替相場は1ドル＝133円であった。ただし、仕訳にあたっては、為替の変動による影響も投資有価証券の評価損益に含めて処理すること。

2 (20点)

ある社会福祉法人の次に掲げる(1)から(4)の取引に係る仕訳を解答用紙に記入しなさい。

- (1) 以下の資料より、令和5年度の徴収不能額の処理に係る仕訳、決算時の徴収不能引当金の計上時の仕訳を示しなさい。なお、徴収不能引当金については、差額補充法を採用している。

<資料>

- 令和5年度に発生した事業未収金に係る徴収不能額289,000円のうち、254,000円については徴収不能引当金の残高から充当し、35,000円は当期の徴収不能額として計上する。
- 個別評価債権(債権のうち個別に評価して徴収不能引当金を計上する債権)に対する徴収不能引当金は各年度とも計上していない。
- 令和2年度から令和5年度までの各決算日現在の事業未収金残高(一括評価債権額)及び徴収不能額は下表のとおりである。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
決算日現在の事業未収金	62,560,000円	73,240,000円	75,700,000円	78,060,000円
徴収不能額	423,000円	573,280円	272,720円	289,000円

一括評価債権(一般債権)に対する徴収不能引当金は、期末時点の一括評価債権の金額に過去の徴収不能額の発生割合(※)を乗じて算定することとしている。

※ 徴収不能額の発生割合

$$= \frac{\text{当会計期間を最終年度とするそれ以前3会計期間の徴収不能額の合計額}}{\text{当会計期間を最終年度とするそれ以前3会計期間の末日の一括評価債権金額の合計額}}$$

- (2) 令和5年度中に共同募金会から基本財産である施設の増設のため受配者指定寄附金60,000,000円が、銀行口座に振り込まれた。令和5年度中に必要となるすべての仕訳を示しなさい。

なお、固定資産の取得に係る仕訳については、解答する必要はない。

(3) 以下の資料より、車両購入時の仕訳、決算時の仕訳を示しなさい。

<資料>

- ・ 令和5年8月1日に車両を本体価額7,280,000円、割賦手数料340,000円にて割賦購入し、同日より事業の用に供した。なお、車両の取得価額は、本体価額、割賦手数料の合計金額とし、割賦賦払金は購入時に総額を長期未払金に計上している。
- ・ 車両は、耐用年数6年（償却率0.167）、定額法により減価償却を行っている。なお、減価償却に係る会計処理は、直接法を採用している。
- ・ 割賦賦払金は、令和5年8月末日を第1回とし、以後毎月127,000円ずつ銀行口座からの自動引落としにより支払うこととなっている。

(4) 以下の資料より、令和5年度中に必要なすべての仕訳を示しなさい。なお、1年基準の適用による固定負債から流動負債への振替に関する処理は、期末時にのみ行うものとする。

<資料>

- ・ 令和5年4月1日に車両のリース契約を締結した。
- ・ リース期間は5年、リース料の支払は、年払いで、令和6年3月31日を第1回とし、以降毎年3月31日に800,000円ずつ銀行口座からの自動引落としにより支払うこととなっている。
- ・ 借手の見積現金購入価額は、3,904,000円である。

<解答に際しての留意事項>

- ・ 当該リース契約は、所有権移転外ファイナンス・リース契約に該当する。
- ・ リース物件の貸手の購入価額等は明らかでなく、借手の見積現金購入価額は、リース料総額の割引現在価値よりも低いものとする。
- ・ 減価償却方法は、リース期間定額法を採用している。
- ・ 支払利息の計算上生ずる端数は、小数点以下を切り捨てること。
- ・ 利息相当額の会計処理については、利息法を適用し、リース契約に係る計算利率（借手の追加借入利率）は、便宜上1%として解答すること。なお、便宜上1%で計算したことにより生ずる第5回目支払後のリース債務の残額については、解答上、考慮する必要はない。

3

(30点)

以下の設問に答えなさい。

- (1) 社会福祉法人A（以下、A法人という。）が作成した令和5年度の法人単位の計算書類に関して、修正すべき事項がある。作成の基礎となる<資料1>から<資料3>をもとに、計算書類の内容を検証したうえで、**計算書類を正しくするために必要となる追加の修正仕訳**を解答用紙の形式に沿って答えなさい。法人単位の計算書類の修正のための仕訳であるが、勘定科目は裏表紙の注意事項に記載の勘定科目を使用すること。

なお、本来社会福祉法人の計算書類は円単位で作成すべきところ、問題の便宜上千円単位としている。したがって、金額については千円単位で答えなさい。計算の過程で生じた千円単位未満の金額については切り捨てし、もし計算結果が千円に満たない場合には仕訳を示す必要はない。

- (2) (1)の仕訳を反映させた令和5年度の法人単位の計算書類に基づき、解答用紙の形式に沿って支払資金残高等の金額を答えなさい。

< A 法人が作成した法人単位の計算書類（設問の便宜上資金収支計算書の記載は省略している。） >

法人単位事業活動計算書（一部抜粋）

第二号第一様式

（自）令和5年4月1日 （至）令和6年3月31日

（単位：千円）

勘定科目		本年度決算	前年度決算	増減
サービス活動増減の部	収益	介護保険事業収益	119,974	
		経常経費寄附金収益	125	
		サービス活動収益計(1)	120,099	
	費用	人件費	81,598	
		事業費	10,675	
		事務費	14,129	
		減価償却費	28,341	
		国庫補助金等特別積立金取崩額	△28,308	
徴収不能額		-		
徴収不能引当金繰入		-		
サービス活動費用計(2)	106,435			
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)		13,664		
サービス活動外増減の部	収益	受取利息配当金収益	87	
		有価証券評価益	-	
		サービス活動外収益計(4)	87	
	費用	支払利息	1,502	
		有価証券評価損	-	
		サービス活動外費用計(5)	1,502	
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)		△1,415		
経常増減差額(7)=(3)+(6)		12,249		
特別増減の部	収益	施設整備等補助金収益	12,909	
		特別収益計(8)	12,909	
	費用	資産評価損	-	
		固定資産売却損・処分損	-	
		国庫補助金等特別積立金取崩額（除却等）	△-	
		国庫補助金等特別積立金積立額	12,909	
特別費用計(9)	12,909			
特別増減差額(10)=(8)-(9)		-		
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)		12,249		

法人単位貸借対照表

第三号第一様式

令和6年3月31日現在

(単位：千円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増減		当年度末	前年度末	増減
流動資産	112,098			流動負債	22,357		
現金預金	71,789			事業未払金	6,275		
事業未収金	38,508			1年以内返済予定設備資金借入金	9,163		
未収補助金	-			職員預り金	713		
貯蔵品	1,993			賞与引当金	6,206		
徴収不能引当金	△192						
固定資産	570,426			固定負債	90,484		
基本財産	509,466			設備資金借入金	81,674		
土地	30,000			その他の固定負債	8,810		
建物	479,466						
その他の固定資産	60,960			負債の部合計	112,841		
土地	15,000			純 資 産 の 部			
構築物	4,319			基本金	50,000		
車輛運搬具	10,668			国庫補助金等特別積立金	363,237		
器具及び備品	15,172			施設整備等積立金	14,813		
ソフトウェア	988			次期繰越活動増減差額	141,633		
施設整備等積立資産	14,813			(うち当期活動増減差額)	(12,249)		
				純資産の部合計	569,683		
資産の部合計	682,524			負債及び純資産の部合計	682,524		

<資料1>前期の法人単位貸借対照表

以下の前期の法人単位貸借対照表には誤りは含まれていない。

法人単位貸借対照表

第三号第一様式

令和5年3月31日現在

(単位：千円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増減		当年度末	前年度末	増減
流動資産	101,756			流動負債	22,225		
現金預金	57,384			事業未払金	6,252		
事業未収金	40,192			1年以内返済予定設備資金借入金	9,163		
未収補助金	2,120			職員預り金	1,556		
貯蔵品	2,112			賞与引当金	5,254		
仮払金	140						
徴収不能引当金	△192						
固定資産	592,949			固定負債	99,647		
基本財産	533,828			設備資金借入金	90,837		
土地	30,000			その他の固定負債	8,810		
建物	503,828						
その他の固定資産	59,121			負債の部合計	121,872		
土地	15,000			純 資 産 の 部			
構築物	5,444			基本金	50,000		
車輛運搬具	5,582			国庫補助金等特別積立金	378,636		
器具及び備品	16,764			施設整備等積立金	14,813		
ソフトウェア	1,518			次期繰越活動増減差額	129,384		
施設整備等積立資産	14,813			(うち当期活動増減差額)	(省略)		
				純資産の部合計	572,833		
資産の部合計	694,705			負債及び純資産の部合計	694,705		

<資料2> 令和5年度の期中取引合計額

(単位：千円)

勘定科目	借方合計	貸方合計
現金預金	138,304	123,899
事業未収金	121,767	123,451
未収補助金	-	2,120
仮払金	251	391
車輜運搬具	5,818	-
事業未払金	24,662	24,685
1年以内返済予定設備資金借入金	9,163	-
職員預り金	7,384	6,541
介護保険事業収益(収入)	-	119,974
経常経費寄附金収益(収入)	-	125
人件費(支出)	80,646	-
事業費(支出)	10,556	-
事務費(支出)	14,129	-
受取利息配当金収益(収入)	-	87
支払利息(支出)	1,502	-
施設設備等補助金収益(収入)	-	12,909
合計	414,182	414,182

※ 収益及び費用に関する勘定科目の()の記載は資金収支計算書上の科目名に対応したものである。

※ 上記以外に、資金収支計算書上、固定資産取得支出、設備資金借入金元金償還支出が計上されているが、金額は各自で推計すること。

<資料3>

<資料2>は以下の処理を行う前の取引が集計されている。そこで、<資料2>とは別に次の事項について決算の処理を行って計算書類を作成する必要がある。

① 令和6年3月31日の業務終了後に各拠点で行った現金の実査及び通帳の記帳結果は次のとおりであった。差額が発生した場合には雑収益又は雑損失で処理することとしている。

(イ) 現金の実査の結果

拠点	金額(千円)	備考
本部	90	
特別養護老人ホーム	232	

(ロ) 普通預金の通帳の記帳結果(この後に記帳すべき入出金はない。)

拠点等	金額(千円)	備考
本部	4,932	
特別養護老人ホーム	66,526	
特別会計(施設整備等積立資産)	14,813	

- ② 事業未収金について徴収不能引当金を計上する。A法人は、経理規程の内規として次の事項を定めている。一括評価債権（地方公共団体や国民健康保険団体連合会等に対するものも含む。）に乗すべき過去の徴収不能額の発生割合について経理規程の内規にしたがって計算したところ、0.50%（前期は0.48%）となった。なお、未収補助金は金額的な重要性が乏しいことから重要性の原則に則って過去から一括評価債権の範囲には含めていない。

「経理規程第58条に定める徴収不能引当金に関する細則」（抜粋）

（計上時期）

第1条 経理規程第58条に定める徴収不能引当金は、毎会計年度末に当該会計期間の末日における金銭債権に係る徴収不能引当金を計上するものとする。

（計上額）

第2条 前条に定める徴収不能引当金は、会計年度末の金銭債権を個別に評価する債権（以下「個別評価債権」という。）と、その他の債権（以下「一括評価債権」という。）に区分して計算し、差額補充法によって計上するものとする。

2 前項に定める個別評価債権は、次の（1）の債権とし、その債権に対する徴収不能引当金は、次の（2）により算定するものとする。

（1）徴収不能の可能性が極めて高い債権

徴収不能の可能性が極めて高い債権とは、破産、経営破綻（以下「破産等」という。）又は実質的に破産等に陥っている債務者に対する債権をいう。破産等の状態に陥っている債務者とは、法的、形式的な破産等の事実が発生している債務者をいい、例えば、破産、清算、会社整理、和議等の事由が生じている債務者をいう。実質的に破産等に陥っている債務者とは、法的、形式的に破産等の事実は発生していないが、深刻な状態にあると認められる債務者、債権が発生してから半年以上経過した債務者をいうものとする。

（2）徴収不能見込額の算定

個別評価債権の金額から回収が確実に見込まれる額を控除して算定するものとする。

不明な場合には、状況が明らかになるまでは個別評価債権の金額に50%を乗じた金額を徴収不能見込額とする。

3 第1項に定める一括評価債権は、個別評価債権以外の債権とし、その債権に対する徴収不能引当金は、一括評価債権の金額に過去の徴収不能額の発生割合を乗じて算定するものとする。

（以下、省略）

なお、以下は事業未収金の勘定内訳明細書である。

相手先	金額 (千円)	摘要
国民健康保険団体連合会	10,243	令和6年3月分
〃	12,309	令和6年2月分
利用者	2,044	令和6年3月分
〃	2,215	令和6年1月～2月分
〃	2,200	発生時期、利用者不明分 (※前期も同額計上)
都道府県	5,050	令和5年度分精算額
市町村	4,447	令和5年度分精算額
合計	38,508	

※ 前期も同額が計上されていたことから当年度に調査したところ、発生時期とどの利用者に対する債権かが不明であることが判明した。

- ③ A法人は当年度に新たな介護福祉サービスの提供を開始したが、当該サービスについて補助金の認可申請をしていたところ、次のような結果であった。なお、当該補助金の交付決定通知書には「令和5年度サービス提供充実にかかる補助金の交付決定通知書」という表題が付してある。当該補助金は施設整備等にかかるものではなく介護福祉サービスの充実のために介護保険に関連した事業に対して交付されたものである。

申請月	補助金申請額 (千円)	補助金交付決定日	補助金交付決定通知書 到着日
令和5年10月	5,874	令和6年3月31日	令和6年4月15日

- ④ 期中に収受した施設整備等補助金の内訳は次のとおりである。決算処理としては、対応する国庫補助金の積立てを行う必要がある。

交付月	補助金交付額 (千円)	用途	備考
令和5年4月	10,000	設備資金借入金元金償還補助金	
令和6年3月	2,909	車両取得	<資料3>⑥参照
合計	12,909		

- ⑤ 利用者が使用する紙おむつについて、期中は購入時に介護用品費 (事業費) で処理し、期末には棚卸しを実施して期末に残っているものを貯蔵品に計上するという処理を過去から継続している。令和6年3月末に実施した棚卸の結果計上すべき貯蔵品は1,993千円であった。なお、前期末の貸借対照表に計上されている貯蔵品はすべて紙おむつである。

- ⑥ 令和6年3月に58,184千円で取得した車両 (<資料3>④参照) について、納車費用 (付随費用) 2千円、自賠償保険料14千円を支払っているがいずれも車輛費 (事業費) として計上している。

- ⑦ 当期の減価償却費として次のとおり計上した。当該金額は過去から固定資産台帳に適切に計上された情報に基づき適切に計算されたものである。なお、中には新しく取得した車両以外の取引はない。

勘定科目	金額 (千円)	備考
建物	24,362	
構築物	1,125	
車両運搬具	732	上記⑥の新しく取得した車両分を含む。
器具及び備品	1,592	
ソフトウェア	530	

④の設備資金借入金元金償還補助金にかかる部分も含めて上記の減価償却費の計上に対応して取崩すべき国庫補助金特別積立金の金額の総額は28,308千円である。

- ⑧ 保有している不動産（土地）の時価に関連した情報は次のとおりである。

以下の「路線価による相続税評価額」は市場価格を意味する時価の80%程度に相当するものである（企業会計基準適用指針第6号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」第90条参照）。したがって、路線価による相続税評価額を80%で割り返した金額を会計基準等という合理的に算定された価額として取扱う。

なお、建物について利用環境に大きな変化はなく、時価が著しく下落している状況はない。

	区分	事業区分	帳簿価額 (千円)	路線価による 相続税評価額 (千円)
A土地	基本財産	社会福祉事業	30,000	25,800
B土地	その他の固定資産	公益事業	10,000	4,800
C土地	その他の固定資産	遊休状態	5,000	1,000

※ C土地は遊休の状況にあり、現状事業の用に供されていない。したがって使用価値はゼロである。

- ⑨ 計算書類の作成期間中に到着した請求書については、検収書（写しや控え）と照合し、令和6年3月までに納品されたものを事業未払金に計上することとしている。計算書類の作成期間中に到着した請求書について以下のものが未処理である。いずれの納品日も検収書と一致した適格な日付である。

仕入先	納品日	請求金額 (千円・税込)	摘要	左記に対応する 勘定科目
P社	令和6年3月31日	149	給食材料	給食費（事業費）
Q社	令和6年3月31日	234	人材派遣	派遣職員費（事業費）
R社	令和6年4月5日	180	パソコン	器具及び備品
S社	令和6年4月10日	53	制服代	被服費（事業費）
T社	令和6年3月24日	1,439	おむつ代	介護用品費（事業費）
U社	令和6年4月30日	153	給食材料	給食費（事業費）
V社	令和6年3月25日	38	ガソリン代	燃料費（事業費）

⑩ 設備資金借入金について、今後の返済予定は次のとおりである。

返済月	返済額（千円）	返済月	返済額（千円）
令和6年4月※	1,666	令和6年11月	833
令和6年5月	833	令和6年12月	833
令和6年6月	833	令和7年1月	833
令和6年7月	833	令和7年2月	833
令和6年8月	833	令和7年3月	833
令和6年9月	833	令和7年4月	833
令和6年10月	833	(以下、省略)	

※ 令和6年3月末が金融機関の休業日となることから、返済が翌月となっていた。

⑪ 賞与について、期中に賞与を支払った際には人件費で計上していたことから、全額前期末の賞与引当金を充当する処理を行うとともに、以下の賞与支給見込額に基づき賞与引当金を計上する。なお、賞与に対応する法定福利費（見込額）については過去から賞与引当金に含めることとしており、支給見込額の16.00%を計上することとする。

	支給対象期間	支給見込額（千円）
夏季賞与	前年11月～当年4月	6,420

次ページにも問題があります

4 (30点)

社会福祉法人Bでは、認定こども園を運営している。この法人について、＜資料1＞から＜資料3＞に基づき、令和5年度決算の計算書類（資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表）を完成させなさい。なお、過年度の会計処理は適正に行われている。

＜資料1＞

令和5年度決算整理前残高試算表

(単位：円)

借方		貸方	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
現金預金	26,524,560	事業未払金	3,821,120
事業未収金	2,012,620	職員預り金	738,250
貯蔵品	29,500	仮受金	1,500,000
仮払金	560,000	賞与引当金	9,400,000
徴収不能引当金	△57,000	設備資金借入金（*2）	36,600,000
土地（基本財産）	75,800,000	退職給付引当金	8,245,000
建物（基本財産）	181,300,000	基本金	115,000,000
構築物	3,280,000	国庫補助金等特別積立金	135,975,000
車輛運搬具（*1）	2,400,000	次期繰越活動増減差額	25,709,145
器具及び備品	6,528,000	保育事業収益(収入)	144,567,870
投資有価証券	38,980,000	受取利息配当金収益(収入)	400,526
退職給付引当資産	7,845,000	その他のサービス活動外収益（*3）	123,214
人件費（支出）	90,876,180		
事業費（支出）	23,669,524		
事務費（支出）	21,643,520		
支払利息（支出）	589,500		
その他のサービス活動外費用（*3）	98,721		
合計	482,080,125	合計	482,080,125

（*1）資金収支計算書上、当期の取得価額2,400,000円が「固定資産取得支出」に計上されている。

（*2）資金収支計算書上、当期の返済額2,400,000円が「設備資金借入金元金償還支出」に計上されている。

（*3）資金収支計算書上の「その他の収入」及び「その他の支出」の金額は、上表の「その他のサービス活動外収益」及び「その他のサービス活動外費用」と同額である。

＜資料2＞未処理事項等

以下は、いまだ処理されていない事項、または、既に処理されているが疑義のある事項である。適宜、検討の上、追加または修正を行うこと。

- ① 園児保護者に対する事業未収金に関して、32,620円の徴収不能が発生したが、会計処理が行われていなかった。なお、当該債権は前期以前に発生したものである。

② 仮払金の内訳は以下のとおりであった。

内 訳	金 額	摘 要
出張旅費	40,000円	令和6年3月中に出張研修に行くための仮払金40,000円を職員に渡していたが、出席できなくなったため、3月31日に現金で返金されていた。当該現金については、金庫内に保管されており、会計処理が行われていなかった。
事務用パソコン取得費	100,000円	令和6年3月15日付けの領収書(96,000円)とおつり4,000円が会計担当者の手許に保管されていた。仮払精算書の作成が未了であったため、会計処理が行われていなかった。
職員への退職金	420,000円	<資料2>⑥ 参照

③ 地域住民から、800,000円相当の絵画(器具及び備品。解答の便宜上、非償却とする。)の寄贈を受けたが、会計処理が行われていなかった。

④ 令和5年10月1日に車両(取得価額2,400,000円、耐用年数6年(0.167)、定額法)を取得した。当該車両の取得に際して、地方公共団体から1,500,000円の施設整備等補助金を受領し、当該補助金受領金額が仮受金に計上されていたことが判明した。なお、国庫補助金等特別積立金の積立処理も行われていなかった。

⑤ 令和5年9月30日に除却した備品(除却直前の帳簿価額12,300円)について、会計処理が行われていなかった。なお、当該除却に際して3,000円を支出したが、当該支払額は事務費に計上されていたため、正しい科目に振り替える。

⑥ 令和5年12月末日で退職した職員に対して420,000円の退職金の支払を行った。その際、以下の会計処理を行っていた。

(借方) 仮払金 420,000 (貸方) 退職給付引当資産 400,000
現金預金 20,000

(借方) 支払資金 400,000 (貸方) 積立資産取崩収入 400,000

なお、当該退職金の支給に関して、退職給付引当資産及び退職給付引当金が400,000円計上されていたが、退職給付引当金については、会計処理が行われていなかった。

<資料3> 決算整理事項等

① 現金預金には、米ドル建て預金500ドルが含まれており、毎年、会計年度末において評価替を行っている。なお、利息の処理は適正に行われている。

為替相場：令和5年3月31日直物為替相場 1ドル=122.39円

令和6年3月31日直物為替相場 1ドル=133.54円

② 事業未収金の期末残高に対して3%の徴収不能引当金を設定する(差額補充法)。

なお、当期には個別評価債権はない。

③ 貯蔵品(事務用郵便切手)の期末棚卸高は28,200円である。なお、決算整理前残高試算表の29,500円は前期末棚卸高であり、決算において通信費に振り替える処理を行うこととする。

④ 建物は、平成23年7月に取得価額280,000,000円(耐用年数34年(0.030)、定額法)で取得したものである。なお、当該建物の取得に際し、施設整備等補助金210,000,000円を受領し、国庫補助金等特別積立金に積み立てている。

- ⑤ <資料2>④、<資料3>④以外の令和5年度の減価償却費の金額は、構築物 623,500円、器具及び備品 1,423,570円である。
- ⑥ 退職給付引当金は、期末要支給額基準によっており、同額を退職給付引当資産に積み立てている。令和6年3月末現在の退職金期末要支給額は、8,625,000円であり、退職給付引当金と退職給付引当資産が同額になるように現金預金勘定から退職給付引当資産勘定に振り替えて積み立てるものとする。
- ⑦ 投資有価証券は、満期保有目的で令和4年7月1日に38,800,000円で取得した利付国債（額面40,000,000円、償還日 令和9年6月30日）であり、取得日が属する会計年度より償却原価法（定額法）を適用して会計処理を行っている。なお、償却原価法適用に伴う収益の計上科目は、受取利息配当金収益を使用することとする。
- ⑧ 職員賞与の支給状況（見込含む）は、以下のとおりである。

賞与支給月	支給対象期間	支給額（支給見込額）
令和5年6月	令和4年12月～令和5年5月	14,100,000円
令和5年12月	令和5年6月～令和5年11月	23,500,000円
令和6年6月	令和5年12月～令和6年5月	14,805,000円

決算整理前残高試算表に計上されている賞与引当金の金額は、前期決算での計上金額であり、令和5年6月の賞与支給時に前期に計上した賞与引当金を充当する処理は行われていなかった。

また、当期の決算整理手続で、令和6年6月の賞与支給見込額のうち当期に属する支給対象期間に対応する金額を賞与引当金に計上する。

- ⑨ 設備資金借入金は、平成23年7月に建物建築資金（当初借入額 60,000,000円、2年据え置きで平成25年7月以降返済期間25年間の元金均等返済）として借入れたものである。なお、当該借入金に係る支払利息に関して、解答の便宜上、経過利息の計上は不要とする。

注意事項

- ◇この問題用紙及び解答用紙の中では、「社会福祉法人会計基準」（平成 28 年 3 月 31 日／厚生労働省令第 79 号）と、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成 28 年 3 月 31 日／雇児発 0331 第 15 号・社援発 0331 第 39 号・老発 0331 第 45 号）及び「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」（平成 28 年 3 月 31 日／雇児総発 0331 第 7 号・社援基発 0331 第 2 号・障障発 0331 第 2 号・老総発 0331 第 4 号）を総称して、「会計基準」と表記している。解答に当たっては、令和 5 年 4 月 1 日現在の「会計基準」に基づいて答えなさい。
- ◇問題は大問 1 から大問 4 までであるので注意すること。なお、問題文は金額単位を省略して表示しているので、特に指示のない限り、金額を解答する際には単位を省略して算用数字で示すこと（漢数字や「2千」などの表記は不正解とする）。また、解答がマイナスになる場合には、数字の前に「△」をつけて「△1,000」のように記載すること。
- ◇次の勘定科目は「会計基準」に定められた貸借対照表科目及び事業活動計算書科目の一部である。特に指示のない限り、解答に使用する勘定科目はこの中から選択すること。勘定科目の名称は、下記の通りに記載すること（略字や、同じ意味でも下記と異なる表記はすべて不正解とするので注意すること）。

貸借対照表科目

（資産の部）

現金預金 有価証券 事業未収金 未収金 未収補助金 未収収益 貯蔵品 給食用材料 立替金 前払金
前払費用 1年以内回収予定長期貸付金 短期貸付金 仮払金 徴収不能引当金 土地 建物 構築物
機械及び装置 車輛運搬具 器具及び備品 建設仮勘定 有形リース資産 権利 ソフトウェア
無形リース資産 投資有価証券 長期貸付金 退職給付引当資産 施設整備積立資産 差入保証金

（負債の部）

短期運営資金借入金 事業未払金 その他の未払金 役員等短期借入金 1年以内返済予定設備資金借入金
1年以内返済予定長期運営資金借入金 1年以内返済予定リース債務 1年以内返済予定役員等長期借入金
1年以内支払予定長期未払金 未払費用 預り金 職員預り金 前受金 前受収益 仮受金 賞与引当金
設備資金借入金 長期運営資金借入金 リース債務 役員等長期借入金 退職給付引当金 長期未払金
長期預り金

（純資産の部）

基本金 国庫補助金等特別積立金 施設整備積立金 次期繰越活動増減差額

事業活動計算書科目

（収益の部）

介護保険事業収益 老人福祉事業収益 児童福祉事業収益 保育事業収益 就労支援事業収益
障害福祉サービス等事業収益 生活保護事業収益 医療事業収益 経常経費寄附金収益
借入金利息補助金収益 受取利息配当金収益 有価証券評価益 有価証券売却益 投資有価証券評価益
投資有価証券売却益 受入研修費収益 利用者等外給食収益 為替差益 雑収益 施設整備等補助金収益
施設整備等寄附金収益 設備資金借入金元金償還補助金収益 設備資金借入金元金償還寄附金収益
長期運営資金借入金元金償還寄附金収益 固定資産受贈額 車輛運搬具売却益 器具及び備品売却益
徴収不能引当金戻入益 事業区分間繰入金収益 拠点区分間繰入金収益 事業区分間固定資産移管収益
拠点区分間固定資産移管収益

（費用の部）

役員報酬 職員給料 職員賞与 賞与引当金繰入 非常勤職員給与 派遣職員費 退職給付費用
法定福利費 給食費 介護用品費 保健衛生費 医療費 被服費 教養娯楽費 日用品費 保育材料費
本人支給金 水道光熱費 燃料費 消耗器具備品費 保険料 賃借料 教育指導費 就職支度費 葬祭費
車輛費 福利厚生費 職員被服費 旅費交通費 研修研究費 事務消耗品費 印刷製本費 修繕費
通信運搬費 会議費 広報費 業務委託費 手数料 土地・建物賃借料 租税公課 保守料 渉外費
諸会費 利用者負担軽減額 減価償却費 国庫補助金等特別積立金取崩額 徴収不能額
徴収不能引当金繰入 支払利息 有価証券評価損 有価証券売却損 投資有価証券評価損
投資有価証券売却損 利用者等外給食費 為替差損 雑損失 基本金組入額 資産評価損
建物売却損・処分損 車輛運搬具売却損・処分損 器具及び備品売却損・処分損
国庫補助金等特別積立金取崩額（除却等） 国庫補助金等特別積立金積立額 災害損失 その他の特別損失
事業区分間繰入金費用 拠点区分間繰入金費用 事業区分間固定資産移管費用
拠点区分間固定資産移管費用

（繰越活動増減差額の部）

基本金取崩額 施設整備積立金取崩額 施設整備積立金積立額